

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	農業経営改善計画の認定	
根拠法令・条項	農業経営基盤強化促進法 法第12条第1項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>法第12条第4項及び規則第14条  同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。  二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。  三 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。  四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	4週間
	標準処理期間を設定できない理由	